

(お詫び)

月給労働者の賃金における最低賃金額との比較についての資料として、「月給労働者に係る京都府最低賃金額以上の賃金支払いのための留意事項」を掲載しておりましたが、「４留意点」でお示ししておりました計算式に記載の改正月の所定労働日数に誤りがありました（誤：21日→正：20日）。お詫び申し上げます（令和7年9月25日から令和7年11月7日まで掲載）。

改めて、正しい所定労働日数に基づき算出した資料を掲載しております。